

小規模宅地等についての課税価格の計算明細（その3）

被相続人

甲

この計算明細は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注）が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します。

- 1 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
- 2 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合
（注）一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。

1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額

一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。

- (1) 「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。
- (2) 上記2に該当する場合には、①欄については、⑤欄の面積を基に自用地として評価した金額を記入してください。

宅地等の所在地	仙台市青葉区〇町〇丁目〇番地	①宅地等の面積	400 m ²
相続開始の直前における宅地等の利用区分		面積 (m ²)	評価額 (円)
A	①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等 (B、C及びDに該当するものを除きます。)	② 400	⑧ 40,000,000
B	①のうち特定同族会社の事業（貸付事業を除く。）の用に供されていた宅地等	③	⑨
C	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 (相続開始の時に継続的に貸付の用に供されていると認められる部分の敷地)	④	⑩
D	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 (Cに該当する部分以外の部分の敷地)	⑤	⑪
E	①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑥	⑫
F	①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑦	⑬

2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額

上記のAからFの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。

- (1) 「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。
- (2) 「1 持分に応じた宅地等」は、上記のAからFに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いて按分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。
- (3) 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なおBの宅地等の場合は、上段に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。
「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表2の1」の「1小規模宅地等の明細」の「③取得者の持分に応ずる面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の評価額」欄に転記します。
- (4) 「3 特例の対象とならない宅地等（1-2）」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表に転記します。

宅地等の取得者氏名	乙		⑭持分割合	3 / 4		
	1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1-2）	
	面積 (m ²)	評価額 (円)	面積 (m ²)	評価額 (円)	面積 (m ²)	評価額 (円)
A	②×⑭ 300	⑧×⑭ 30,000,000	262.5	26,250,000	37.5	3,750,000
B	③×⑭	⑨×⑭				
C	④×⑭	⑩×⑭				
D	⑤×⑭	⑪×⑭				
E	⑥×⑭	⑫×⑭				
F	⑦×⑭	⑬×⑭				

宅地等の取得者氏名	丙		⑮持分割合	1 / 4		
	1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1-2）	
	面積 (m ²)	評価額 (円)	面積 (m ²)	評価額 (円)	面積 (m ²)	評価額 (円)
A	②×⑮ 100	⑧×⑮ 10,000,000			100	10,000,000
B	③×⑮	⑨×⑮				
C	④×⑮	⑩×⑮				
D	⑤×⑮	⑪×⑮				
E	⑥×⑮	⑫×⑮				
F	⑦×⑮	⑬×⑮				

小規模宅地等についての課税価格の計算明細(その1)

FD3543

被相続人

甲

1 小規模宅地等の明細

この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。

選択した小規模宅地等	宅地等の番号	① 特例の適用を受ける取得者の氏名	⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積
		② 所在地番	⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額
		③ 取得者の持分に応ずる面積	⑦ 宅地等について課税価格に算入する価額(④-⑥)
		④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	
		① 乙	⑤ 262.5 m ²
		② 仙台市青葉区〇町〇丁目〇番地	⑥ 21,000,000 円
		③ 262.5 m ²	⑦ 5,250,000 円
		④ 262,500.00 円	
		①	⑤ m ²
		②	⑥ 円
		③	⑦ 円
		④	
		①	⑤ m ²
		②	⑥ 円
		③	⑦ 円
		④	
		①	⑤ m ²
		②	⑥ 円
		③	⑦ 円
		④	
		①	⑤ m ²
		②	⑥ 円
		③	⑦ 円
		④	

- (注) 1 次のいずれかに該当する場合には、第11・11の2表の付表2の3を作成してください。
 (1) 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
 (2) 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合
 (注) 一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。
 2 「⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額の計算は、第11・11の2表の付表2の2によります。
 3 ⑦欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
 4 上記に記入しきれないときは、この用紙を複数枚使用し記入します。

2 限度面積要件の判定

上記「1 小規模宅地等の明細」の「⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」欄で選択した宅地等のすべてが限度面積要件を満たすものであることを、次の算式の「[第11・11の2表の付表2の2の④、⑤の面積の合計]」、「[第11・11の2表の付表2の2の⑥の面積の合計]」、「[第11・11の2表の付表2の2の⑦の面積の合計]」及び「[合計]」の各欄を記入することにより判定します。

第11・11の2表の 付表2の2の④、 ⑤の面積の合計	第11・11の2表の 付表2の2の⑦の 面積の合計	第11・11の2表の 付表2の2の⑥の 面積の合計	[合 計]
262.5 m ²	× 5/3 +	× 2 =	262.5 m ² ≤ 400m ²

※ 第11・11の2表の付表2の2へ続きます。

※ 税務署 整理欄	年 分	名簿 番号	申 告 年月日	一連 番号	グループ 番号
-----------	-----	-------	---------	-------	---------

第11・11の2表の付表2の1 (平22.4)

(資4-20-12-4-1-A4統一)

第11・11の2表の付表2の1 (平成22年4月分以降用)

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要がありません。

小規模宅地等についての課税価格の計算明細(その2)

FD3544

被相続人

甲

3 「⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算

第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」で選択した小規模宅地等(同表の2の限度面積要件を満たすものに限ります。)についての「⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額は、次により計算します。

第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」の「宅地等の番号」欄の番号に合わせて記入します。

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要がありません。

区分	小規模宅地等の種類	宅地等の番号	⑧特例の適用を受ける取得者の氏名	⑩割合	⑪小規模宅地等の面積	⑫小規模宅地等の価額(④× $\frac{⑪}{③}$)	⑬小規模宅地等について減額される金額(⑫×⑩)	
被相続人等の事業用宅地等	⑭特定事業用宅地等	1	⑧ 乙	80/100	⑪ 262.5 m ²	⑫ 262,500 円	⑬ 210,000 円	
			⑨ 日用品小売					
			⑧	80/100				
			⑨					
	⑮特定同族会社事業用宅地等		⑧	80/100				
			⑨					
			⑧	80/100				
			⑨					
	⑯貸付事業用宅地等		⑧	50/100				
			⑨					
			⑧	50/100				
			⑨					
被相続人等の居住用宅地等		⑧	80/100					
		⑧	80/100					

(注) 1 ⑨欄には、その宅地等の上で行われていた事業について、書籍・雑誌小売、鮮魚小売、貸家のよう具体的に記入します。

2 ⑪欄には、それぞれの宅地等の番号に應ずる第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」に記入した宅地等の「⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」を記入します。

3 ⑬欄の金額を第11・11の2表の付表2の1の宅地等の番号に應ずる⑥欄へ転記します。

4 上記に記入しきれないときは、この用紙を複数枚使用し記入します。

※ 税務署整理欄 年分 名簿番号 申告年月日 一連番号 グループ番号